

報第3号

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部の改正について

標記の規程改正について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条の規定により、次のとおり専決したので報告し承認を求める。

令和2年3月19日 提出

岐阜県教育委員会

教育長 安福 正寿

記

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

<根拠法令>

○労働安全衛生法

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第百四条 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者的心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者的心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、労働者的心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部の改正について

1 改正理由

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）の成立により、「労働安全衛生法」が一部改正され、事業者に労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するための必要な措置を講ずることが義務付けられたため。

2 改正内容

- (1) 健康診断個人票に記録される内容について、「健康診断の結果その他職員の健康状況」から「健康診断の結果及びその事後措置の状況」へと明確に規定した。
(第23条第1項)
- (2) 職員の心身の状態に関する情報の取扱いについて、総括安全衛生管理者が別に定めることを規定した。
(第26条)

3 施行日

県公報掲載日

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十八日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条・第二十七条」を「第二十六条—第二十八条」に改める。

第二十三条第一項中「その他職員の健康状況」を「及びその事後措置の状況」に改める。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第五章中第二十七条の前に次の一条を加える。

（職員の心身の状態に関する情報の適正な取扱い）

第二十六条 法第百四条第一項及び第二項の規定により職員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために講すべき措置については、総括安全衛生管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、令和二年三月十八日から施行する。

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）新旧対照表

(新)

目次

第一章から第四章まで 略

第五章 雜則（第二十六条・第二十八条）

附則 略

第一章及び第二章 略

略

第三章 健康管理

第十五条から第二十二条まで 略

第一章及び第二章 略

略

第二章 健康管理

第十五条から第二十二条まで 略

(健康診断に関する記録の作成等)

第二十三条 主任安全衛生管理者は、健康診断の結果及びその事後措置の状況を記録するためには、健康診断個人票を作成し、これを保管しなければならない。

2から4まで 略

第四章 略

第五章 雜則

(職員の心身の状態に関する情報の適正な取扱い)

第二十六条 法第一百四条第一項及び第二項の規定により職員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために講すべき措置については、総括安全衛生管理者が別に定める。

(秘密の保持)

第二十七条 この規程による事務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第二十八条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項

(旧)

目次

第一章から第四章まで 略

第五章 雜則（第二十六条・第二十七条）

附則 略

第一章及び第二章 略

略

第二章 健康管理

第十五条から第二十二条まで 略

(健康診断に関する記録の作成等)

第二十三条 主任安全衛生管理者は、健康診断の結果その他職員の健康状況を記録するためには、健康診断個人票を作成し、これを保管しなければならない。

2から4まで 略

第四章 略

第五章 雜則

(秘密の保持)

第二十六条 この規程による事務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第二十七条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項

は、総括安全衛生管理者が別に定める。

別表
附則略

は、総括安全衛生管理者が別に定める。

別表
附則略